

福岡市交通局指定広告代理店の指定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福岡市交通局（以下「局」という。）が、福岡市交通局広告取扱規程（以下「広告取扱規程」という。）等に定める広告（以下「広告」という。）の募集等業務を行わせる広告代理店（以下「指定代理店」という。）の指定に関する要領を定めるものとする。

(指定代理店の要件)

第2条 指定代理店は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が100万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
- (2) 5年以上交通広告業を営むこと。
- (3) 福岡市に本・支店または営業所を有すること。
- (4) その他交通事業管理者が定める要件

(指定申請に必要な資格)

第3条

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- (3) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) その他交通事業管理者が定める資格を有する者であること。

(申請の要領)

第4条 指定代理店の指定を受けようとする者は、福岡市交通局指定広告代理店指定申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して、局に申請しなければならない。

- (1) 登記事項（全部）証明書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- (5) 業務経歴書
- (6) 直近の決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- (7) 委任状（様式2）
※地場外の法人で取引を支店等の代理人に行わせる場合のみ提出すること。
- (8) 使用印鑑届（様式3）
- (9) 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）
- (10) その他必要な書類

2 前項各号に掲げる書類のうち、交通事業管理者が必要でないとするものについては、提出を省略することができる。

3 指定代理店は、申請内容に変更があったときは、変更届（様式5）に必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

(指定期間)

第5条 局は、3年ごとに指定代理店の指定を行う。3年の指定期間中に新規の代理店から追加の申請を受けたときは、その度審査を行い、指定を決定した場合は、指定期間の末日を他の指定代理店と同日とする。

(指定通知書)

第6条 審査の結果、指定を決定した者には、指定代理店指定通知書により通知する。

(広告募集等委託契約)

第7条 交通事業管理者は指定代理店として登録された者と広告の募集等に関する基本的な事項を定めた契約（以下「広告募集等委託契約」という。）を締結するものとする。

2 交通事業管理者は、指定代理店が第11条の規定に基づき指定の決定を取り消されたときは、広告募集等委託契約を解除する。

3 広告募集等委託契約を締結した指定代理店を福岡市交通局広告指定代理店と称する。

(保証金)

第8条 第6条の規定により通知を受けた指定代理店は、直前の指定期間における納金額に応じ、次の区分に従って保証金を納付しなければならない。

(1) 広告料の年間納金額が1億円以上の者 300万円

(2) 広告料の年間納金額が3,000万円以上1億円未満の者 200万円

(3) 広告料の年間納金額が3,000万円未満の者又は
新規に指定代理店となった者 100万円

2 保証金は、無利子とし、指定代理店の指定期間終了後に全額を返還するものとする。

ただし、契約期間終了日の翌日付で本契約を締結した場合には、保証金の還付を行わず、次期の契約における保証金に充当するものとする。また、広告料金等に未納がある場合は、これに充当し、残額を返還するものとする。

3 保証金の納付は、局の指示に従い、指定通知書交付後すみやかに行うものとする。

(業務)

第9条 指定代理店は、広告の募集業務を行うと共に、募集し応募があった広告について、広告取扱規程等による広告掲出許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

(指定代理店の責務等)

第10条 指定代理店は、局の広告業務の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

2 指定代理店は、関係法令、局の定める広告取扱規程及び要領等、広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守し、善良なる管理者の注意をもって広告を取り扱わなくてはならない。

3 交通事業管理者は、前2項の規定に反した指定代理店に対して、改善を指示することができる。

4 交通事業管理者は、指定代理店の業務状況等を知る必要があると認めたときは、指定代理店に対し営業に関する書類等の提出をさせることができる。

(指定代理店の指定停止又は取消し)

第11条 交通事業管理者は、指定代理店が次の各号に該当するときは、指定代理店の指定を停止又は取消すことができる。

(1) 第2条に定める要件を欠いたとき

(2) 第3条に定める資格を欠いたとき

(3) 第8条に定める保証金を支払わないとき

(4) 第10条第3項に規定する局の指示を受けたにもかかわらず、改善が認められないとき

(5) 指定代理店から指定の取消しの申出があったとき

(6) その他指定代理店において重大な信義則違反があったとき

2 交通事業管理者は、前項により指定代理店の指定を取消したとき又は停止したときは、当該指定代理店へ通知する。

3 指定代理店の指定停止の場合の既存取扱い媒体については、継続取扱い可とする。

(補則)

第12条 この要領に定めがない事項又はこの要領によりがたい事項については、必要に応じて

交通事業管理者が定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年1月18日一部変更

令和7年1月23日一部変更